

令和 2 年 4 月 7 日

朝霞市立小・中学校保護者 様

朝霞市教育委員会教育長  
三 好 節

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の延長について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、政府の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時休業の延長を行います。

つきましては、今後の対応について、下記のとおりといたしますので、ご家庭におきましても、最新の情報をもとに、感染拡大防止のため適切に対応していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業について

- ・ 4月13日（月）から5月6日（水）までとします。

#### 2 始業式について

- ・実施いたしません。

#### 3 学年別登校日について

- ・ 4月 8日（水）午前 小学6年生・小学2年生・特別支援学級
- ・ 4月 9日（木）午前 小学3年生・小学5年生
- ・ 4月10日（金）午前 小学4年生
- ・ 中学校は4月8日（水）～4月10日（金）に学年を分けて実施します。  
※教科書及び学校配信メールの登録に関する通知を配付する程度とします。  
※学級開きや学級活動等はいりません。  
※いずれも「3つの密」が重ならないように、短時間で実施します。  
※保護者の判断で登校しない場合も、欠席扱いにはいたしません。

#### 4 その他

- (1) 放課後児童クラブについては、引き続き1日受け入れを行います。
- (2) 受け入れ先がなく、自宅で一人で過ごすことができない小学校低学年（新1・2年生）と特別支援学級については、学校で受け入れます。
- (3) 校庭はこれまでどおり開放します。
- (4) 今後の状況によっては、学校再開の期日を変更する場合があります。
- (5) 緊急連絡や変更については、学校配信メールや学校ホームページを活用します。